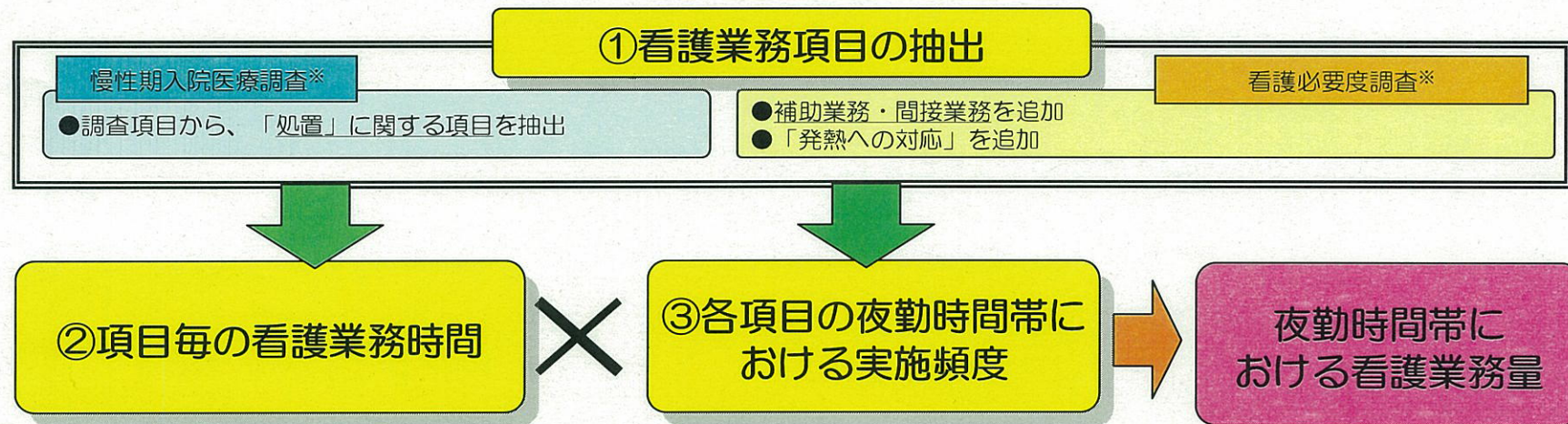


# 「療養病床から転換した介護老人保健施設」における 看護職員の配置について

## 夜勤時間帯に必要な看護業務量の推計方法



※「慢性期入院医療調査」⇒「平成18年度慢性期入院医療の包括評価に関する調査の結果」(H19.6.13版)(厚生労働省保険局)

「看護必要度調査」⇒「看護必要度導入に関する調査研究」(平成13年度 (財)医療情報システム開発センター)

#入所者については、「医療区分1及び医療区分2の3割」の方が療養病床から転換した介護老人保健施設に入所した場合でも、対応が可能となるよう設定。今後、都道府県における直近の転換計画の状況を踏まえて検討。